

平成 27 年 12 月

お客様各位

吉田徹税理士事務所

吉田 徹

貴社従業員等の個人番号の取得について

拝啓 貴社ますますご発展のことと存じます。

さて、平成 28 年 1 月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の運用が開始されます。マイナンバー(個人番号)は、平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての者に、各市区町村から「通知カード」により通知されます。

今後、税や社会保障に関する書類にはマイナンバーを記載することが義務付けられますので、従業員に対し、「通知カード」を大切に保管するとともに、「平成 28 年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を会社に提出する際にあわせて番号等の提供を求める旨を連絡するようお願いいたします。

なお、従業員及び扶養親族等からマイナンバーの提供を受ける際には、貴社においても安全管理措置を講じる必要がありますのでご対応ください。

つきましては、会社から従業員への

1 マイナンバー提供のお願いの雛形(ワード)

2 マイナンバー通知カードの保存について(ワード)

の 2 種類の書類を作成しました。

ワードで作成しておりますので、加工が可能です。

是非ご活用のほどお願い申し上げます。

敬具